

子供のしあわせのために こんな制度があります 該当する方は相談を・・・

こども医療費支給制度

子供が医療保険制度で医療にかかった場合、保険診療分として支払った医療費（通院・入院：中学3年生まで）が支給される制度です。

支給方法 あらかじめ登録申請し、受給資格登録済みの保護者の方には、こども医療費受給資格証（みどり色のカード）を交付します。

*町の協定医療機関で受診した場合、窓口での支払いが不要です。

*協定医療機関外で受診した場合は、所定の医療費支給申請書で申請してください。審査のうえ指定された受給者の口座へ振込みます。

児童手当制度

中学3年生までの子供を育てている方に支給される手当です。出生や転入など新たに受給資格が生じた場合は、15日以内に手続きをしてください。児童手当は、国、県、町及び事業主負担により支給されるものです。

支給方法 6月（2～5月分の手当）・10月（6～9月分の手当）・2月（10～1月分の手当）に指定された金融機関の口座へ振り込みます。

児童扶養手当制度

18歳未満の子供を育てている方で、次のいずれかに該当する方に支給される手当です。

- 母子家庭の母 ○父子家庭の父
- 父または母が重度の障害の状態にあり、子供を養育している父または母
- 親にかわって子どもを養育している方

*所得制限・公的年金併給調整があります。

支給方法 4月（12～3月分の手当）・8月（4～7月分の手当）・12月に指定された金融機関の口座へ振込みます。

※11月支払い分（8～10月分の手当）から年6回の奇数月払いに変更になります。

※平成31年4月分から手当額が改定されました。

月額 **第1子**「42,500円～10,030円」から「42,910円～10,120円」、**第2子**「10,040円～5,020円」から「10,140円～5,070円」、**第3子以降**「6,020円～3,010円」から「6,080円～3,040円」に変更しました。

ひとり親家庭等医療費支給制度 *所得制限があります

18歳未満の子供を育てている母子家庭・父子家庭の方及び親にかわって子供を養育している方と子供が、医療保険制度で医療にかかった場合に、支払った医療費の一部が支給される制度です。

支給方法 あらかじめ登録申請していただき、所定の医療費支給申請書で申請をしてください。審査のうえ指定された金融機関の口座へ振り込みます。

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度 *所得制限があります

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養している子供の福祉の増進のために各種必要な資金を貸し付ける制度です。

- 修学資金（子供が高等学校・大学等で学ぶための授業料等）
- 就学支度資金（子供の入学に必要な入学金や被服等を購入するための資金）
- 修業資金（子供が就職するのに必要な知識等を習得するための資金） ほか

特別児童扶養手当制度 *所得制限があります

精神または身体に障害がある20歳未満の子供を育てている方に支給される手当です。

支給方法 4月（12～3月分の手当）・8月（4～7月分の手当）・11月（8～11月分の手当）に指定された金融機関の口座へ振込みます。

※平成31年4月分から手当額が改定されました。（1級）月額「51,700円」から「52,200円」、（2級）月額「34,430円」から「34,770円」に変更しました。

未熟児養育医療給付制度

出生体重が2,000グラム以下あるいは生活力、身体の発育が未熟なままで生まれた赤ちゃんで、指定医療機関で医師が入院治療を必要と認めた場合、申請に基づき、その治療に必要な医療費を町が負担する制度です。

支給方法 世帯の所得税に応じて、一部負担金が生じますが、こども医療費の申請書を記入することにより、一部負担金を支払いする必要はありません。

※以上の制度はすべて**申請制度**です。子育て支援課へ申請してください。

こどもの健康情報 場所:ココット(小川町子育て総合センター)

事業名	実施日時	
4か月児健診 (H31年2月生)	6月20日(木)	午後1時25分～45分受付 ※受付の番号札は 10分前から配布
10か月児健診 (H30年8月生)		
4か月児健診 (H31年3月生)	7月11日(木)	
10か月児健診 (H30年9月生)		
乳幼児健康相談	6月13日(木) 7月11日(木)	午前9時30分～11時受付

※乳幼児健診は6月16日～7月15日の間で実施する日程を掲載しています。対象の方には該当日の約1か月前に通知します。持ち物等をご確認ください。※対象の方、事業内容の詳細は、「2019年度保健事業計画」(ウグイス色)をご確認ください。

24、25ページに関する問合せは、特に明記がある場合以外は、ココット☎81-6181、FAX81-6186へお願いします。

母子健康手帳はココットで交付します
 妊娠が確認できるもの(診察券など)、本人確認できるもの(運転免許証など)をご持参ください。その際、**マイナンバー**の記入が必要です。妊婦さんにお話を伺います。時間に余裕をもってお越しください。本人が来られない場合は、お問合せください。

予防接種のお知らせ

1. 麻しん風しん

麻しん風しんは、大変感染力が強く予防接種で免疫をつけることが、一番有効な方法です。**体調の良いときに早めに受けてください。**

対象 第1期：1歳～2歳未満の方
 第2期：平成25年4月2日～平成26年4月1日生の方
接種期間 第1期：2歳の誕生日の前日まで
 第2期：令和2年3月31日まで

2. 二種混合2期

対象 11歳～13歳未満(小学6年生相当)の方
接種期間 13歳の誕生日の前日まで

※いずれの予防接種も接種期間を過ぎると自己負担になります。

児童手当「現況届」

児童手当を受給している方は、毎年6月に現況届の提出が必要です。現況届は受給者および配偶者の前年の所得、また6月1日現在の児童の養育状況を確認し、6月以降引き続き児童手当を受けられるかどうか審査するためのものです。

なお、提出しないと6月以降の手当を受けられなくなりますので、必ず手続きをしてください。また、提出が遅れると、次回の支払い(10月10日)に間に合わない場合がありますのでご注意ください。現況届は、6月上旬に児童手当受給中の方へ郵送します。

令和元年度 第1回里親入門講座

私たちの周りには、さまざまな事情により、家族と一緒に暮らすことのできない子供達があります。こうした子供達を家庭に迎え入れ、温かく成長を見守り育ててくれる里親さんを募集しています。里親入門講座では、里親制度の概要を説明し、里親さんの子育て体験談をお話しします。里親に関心のある方は、ぜひお気軽にご参加ください。

日時 7月28日(日) 午後2時～4時 **場所** ウェスタ川越多目的ホールD(1階)
内容 ①里親制度の説明 ②養育体験談 **主催** 埼玉県川越児童相談所
共催 川越はつかり会(埼玉県川越児童相談所管内里親会) 里親派遣協力 **後援** 川越市
対象 埼玉県内にお住まいで、里親制度について関心のある方 **定員** 50人(先着) **費用** 無料
申込み・問合せ 川越児童相談所里親推進担当あてに電話で ☎049-223-4152
 ※里親制度の詳細については、埼玉県のHP(<http://www.pref.saitama.lg.jp/kenko/jidofukushi/satoya/index.html>)をご覧ください。

3 キュー子育てチケット

～子育てしやすい環境づくりの一環として、3人以上の子供のいる多子世帯を応援!～

多子世帯向けに、一時預かり、おむつ・ミルクの購入代やマタニティケアなどに利用できる「3キュー子育てチケット」の申請を受付しています。スマートフォンやパソコンから電子申請できます。

対象 第3子以降の子供が生まれた世帯(多子世帯) **申請期限** 出生年の翌年3月末まで

チケット交付額 5万円分 *使用期限：出生年の翌年12月末

利用方法 サービスを利用した際に、チケットまたは現金で支払い
 ※あらかじめ登録された事業者では、チケットによる支払ができます。利用できる事業者は県HP(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kuponn/top.html>)をご覧ください。

※現金で支払った場合は、換金手続きが必要となりますので領収書、レシートの保管をお願いします(第3子以降の子供を妊娠中から、チケットがお手元に届くまでの間に利用したサービスも対象)。

問合せ 埼玉県3キュー子育てチケット事務局 ☎0120-39-3192(フリーダイヤル)

